

【提案項目】

配偶者等からの暴力（DV）の被害者及び売春防止法に基づく要保護女子の支援を総合的に推進するため、次の措置を講じること。

- 1 配偶者暴力相談支援センターの権限の見直し
配偶者暴力相談支援センターにおいて、自ら一時保護をし、また、一時保護の委託ができるよう、制度の見直しを行うこと。
- 2 DV被害者の同伴児への支援強化
DV被害者の同伴児に対し、学習支援や心理的ケア等を行えるよう、補助単価や職員配置基準の見直しを行うこと。
- 3 暴力の未然防止と加害者対策
女性に対する暴力を未然に防止するための取組の充実を図るとともに、加害者更生など加害者対策の具体化を図り、必要な法整備や地方自治体に対する支援策を講じること。
- 4 一時保護を行う民間団体への支援強化
多様なDV被害者の一時保護を行う民間団体の運営基盤の安定強化を支援するため、一時保護委託料の増額とともに、継続的な財政的支援の強化を図ること。
- 5 婦人相談員への手当の増額
DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員は、相談から自立の支援まで、専門性を必要とする業務を担っており、優れた人材を確保することが必要であるため、国庫補助金の基準単価を見直すこと。

【提案理由等】

- 1 近年、本県の政令指定都市においても配偶者暴力相談支援センターの設置が進んでいるが、一時保護の権限については、現行法では婦人相談所等に限られており、自ら一時保護をすることができない。相談を受けて必要な一時保護を速やかに行うためには、配偶者暴力相談支援センターに直接施設への入所ができるよう権限を付与する必要がある。
- 2 現在、一時保護施設におけるDV被害者の同伴児対応は、学習支援や心理的ケア等などの面で十分なされていない状況にある。短期間であっても、子どもたちが安心して教育を受けることができるよう、支援体制の整備につながる制度を見直す必要がある。
- 3 DVを防止するためには、暴力の防止の啓発や、暴力の発生を未然に防ぐ取組や加害者の更生対策が重要であり、国における加害者更生の調査研究を生かして、加害者へ更生プログラムの受講を義務付けるなどの必要な法整備を行うとともに、地方自治体への支援策を講じる必要がある。

- 4 一時保護委託料は実績払いであるため、民間団体は、委託者がいない期間の施設維持が自己負担になるなど財政的に厳しい状況にあり、さらに、DV被害者の安全確保の点から、地域において広く財政的支援を求めることも困難である。このような民間団体による取組を継続するためには、団体の運営基盤の安定強化を支援することが必要である。
- 5 DV被害者及び要保護女子からの相談を受ける婦人相談員の職務は、安全の確保に配慮しつつ、保護から自立のために必要な様々な相談や支援を行う、専門性が必要かつ困難度の高い職務である。婦人相談員は非常勤職員とされており、その業務に対応するためには週29時間の勤務が必要であるが、その手当の基準単価は月額106,800円にすぎず、基準となる手当の増額が必要である。